

池田小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月策定

平成28年4月一部改定

平成30年12月一部改定

はじめに

本校は、児童相互の働きかけの活動を大切にし、ひびきあいのある学校づくりを願いとして教育活動に当たっている。これを基盤としつつ、いじめ防止対策推進法第3条の「児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする」という基本理念を共通理解してその実現に努める。

1 基本的な立場

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法第2条では、いじめを心理的・物理的な影響を受けて心身の苦痛を感じるものとしている。私たちは、「いじめは絶対に許されない・どの子にも起こり得る・見ようと思って見ないと見つけにくい」という認識に基づき、いじめの防止に当たる。たとえ、けんかや悪ふざけであっても児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していく。

指導の構えとして、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応・対処を行い、組織的な指導体制、関係機関との連携により対応する。

平素から児童一人一人を大切にし、積極的な生徒指導に努め、児童が学習や活動に意義を感じよりよい仲間づくりが行えるよう指導する。同時に、いじめは絶対に許されないという意識を児童に徹底し、いじめをしない、させない学級・学校づくりを進める。

「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注し、期間が経過した段階で判断を行う。

いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 いじめ防止のための取組

○魅力ある仲間（学級・学校）づくり

児童一人一人がそれぞれの役割をもって主体的に活動し、仲間と関わって高め合う活動をする中で力を発揮し成果を手にし、仲間への共感、自己存在感・所属感・自己有用感を高める指導を大切にす。教科指導において、一人一人が「分かった、できた」という達成感が味わえ、仲間と学習することの意義を感じられる授業づくりを行う。

○生命や人権を大切にす指導

自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等を充実し、命を大切にし他を思いやり、自律心や規範意識等を育てる道徳教育を充実する。また、差別や偏見を許さず、思いやりの心を育む人権教育を充実する。

○インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員と保護者間で共

通理解を図る。また、インターネット上のトラブルやSNSを介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を充実する。

3 いじめの未然防止、早期発見・早期対応

○アンケート調査等を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

日常的な声掛け、定期的なアンケート等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努める。収集した情報を基に、「いじめ未然防止・対策委員会」で状況を確認する。全教職員が、些細なサインも見逃さず情報交換し協力体制を整える。

○教育相談の充実

受容的・共感的な姿勢を大切にして教育相談を進め、日頃から信頼関係が築けるよう児童理解に努める。問題発生時には即時に対応できるよう、危機意識をもって児童の指導・相談に当たる。管理職、生徒指導主事等を中心に、担任、学年主任、教育相談担当、養護教諭等、全教職員が組織的に対応し、保護者や関係機関等と連携を図る。

○教職員の研修の充実

現職研修の他、必要に応じて職員研修を行い、啓発資料や対応マニュアルの活用、実例から生きた教訓を学ぶ校内研修を行う。

○保護者との連携

いじめの事実が確認された際には、双方の保護者への報告を行い、謝罪等の指導・相談を親身になって行う。双方の思い、特にいじめを受けた児童や保護者の痛みを受け止め、いじめた側の児童が十分に反省できる指導を大切にする。問題がこじれることのないよう、保護者の理解・協力を得て、児童の今後に向けて協力関係を築くことを大切にする。

○関係機関等との連携

問題を学校だけで抱え込まず、日頃から教育委員会、警察等関係機関とのネットワークを大切に、情報連携・行動連携を行い問題解決と未然防止に努める。インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにし、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行い、重大事態の調査を行う組織として、「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員；校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，（教育相談主任，養護教諭，スクールカウンセラー）

職員以外；PTA役員，学校評議員，主任児童委員，民生児童委員，青少年育成推進員，少年補導員

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	内容	備考
4月	・PTA総会での説明 ・学校評議員会での説明 ・HPによる基本方針の公表 ・職員研修会	「いじめ防止基本方針」の確認

5月	<ul style="list-style-type: none"> 心のアンケート（記名式）の実施 教育相談の実施 校内委員会（企画委員会）の実施 	<u>毎月1回の「心のアンケート」とそれに基づく面談</u> ↓ （年間）
6月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ未然防止に向けた学年集会 心のアンケート（記名式）の実施 教育相談の実施 	第1回いじめ調査（無記名式）
7月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回いじめ未然防止・対策委員会の実施（はぐくみの会を兼ねる） 第1回教育アンケート（保護者，児童） 第1回学校評価（職員，学校関係者） 	夏休み中の指導
8月	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修会 校内委員会（企画委員会）の実施 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 学校だより，HP等による学校評価の公表 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 心のアンケート（記名式）の実施 教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 心のアンケート（記名式）記入を<u>家庭で実施</u>。
11月	<ul style="list-style-type: none"> 「ひびきあい集会」に向けた取組 心のアンケート（記名式）の実施 教育相談の実施 	第2回いじめ調査（無記名式）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「ひびきあい集会」の実施と振り返り 第2回教育アンケート（保護者，児童） 第2回学校評価（職員） 校内委員会（企画委員会）の実施 	冬休み中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> 学校だより，HP等による学校評価の公表 心のアンケート（記名式）の実施 教育相談の実施 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回いじめ未然防止・対策委員会の実施（はぐくみの会を兼ねる） 第3回学校評価（職員，学校関係者） 	第3回いじめ調査（無記名式）
3月	<ul style="list-style-type: none"> 校内委員会（企画委員会）の実施 <u>改定の検討</u> 本年度のまとめ P T A役員会での説明 	春休み中の指導

*毎月行う教育相談は，全児童対象。3月のみ，気になる児童対象。面談形式の教育相談で話し合ったことをメモに残す。

6 いじめ問題発生時の対応

○いじめ問題発生時・発見時の初期対応

<組織対応>

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

<対応のポイント>

- ・いじめの兆候を把握したら速やかに管理職等に連絡、組織的に情報収集、丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、受けた児童の安全を確保し気持ちに寄り添い対応する。
- ・いじめと判断する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、双方の保護者に説明し連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者と連携しつつ謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚し自らの行為を反省できるよう指導する。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り心のケアも含めて事後の対応をし、二次被害や再発防止に向けた取組を行う。

<大まかな対応順序>

察知 → 報告・対応方針決定 → 事実関係の把握 → 受けた側の児童のケア・いじめた側の児童への指導 → 保護者への報告・協力依頼 → 関係機関との連携 → 経過の見守りと継続的な支援

○「重大事態」と判断されたときの対応

生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、或いは相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

<主な対応>

- ・教育委員会へ速やかに「第一報」。
- ・同種の事態発生の防止のため、教育委員会の指導の下に事実関係の調査に当たる。
- ・調査結果を教育委員会へ報告し、受けた児童と保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ・生命・身体・財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切な援助を求める。

7 学校評価について

学校評価に、いじめ未然防止、早期発見のための取組に関する内容を加味し、適正に評価する。

8 個人調査（アンケート等）について

重大事態の場合など、アンケート等が資料として重要となるため、卒業後も5年間保存する。